

上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則

平成16年8月2日規則第141号

改正

平成17年7月21日規則第17号

平成19年3月26日規則第5号

平成21年3月30日規則第10号

平成27年3月20日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年上天草市条例第204号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、条例第2条に規定する指定管理者を募集するに当たっては、募集要項等を公告するものとし、その他広報紙及びホームページへの掲載等必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申請ができる者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条

(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(6) 国税及び地方税を滞納していない者

2 その他申込資格に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

(1) 指定管理者指定申請書(別記第1号様式)

(2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書

(3) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書

(4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

(5) 非法人にあつては、当該団体の代表者の身分証明書

(6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

(7) 国税及び地方税の納税証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)

(8) 当該団体等の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体等のみ。)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体等及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体等のみ。)

エ 団体等の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(9) その他市長が特に必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 市長は、上天草市公の施設の指定管理候補者の選定に係る審査を行うため、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 市長は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理候補者の選定に当たっては、選定委員会の審査を経なければならない。

（所掌事務）

第6条 選定委員会は、次に掲げる事項を審査し、及びこれらに関して必要と認める事項を市長に報告する。

（1） 指定管理候補者の選定に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、市の指定管理者制度に関して必要と認める事項

（選定委員会の組織）

第7条 選定委員会は、指定管理者制度を導入しようとする施設（以下「指定管理施設」という。）を所管する部ごとに設置する。

2 選定委員会は、委員10人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者とする。この場合、第3号の外部の有識者の数は委員総数の半数以上とする。

（1） 指定管理施設の所管部長

（2） 指定管理施設の所管部に属する課長（出先機関の長を除く。）

（3） 外部の有識者

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が指名したもの

（選定委員会の委員の任期等）

第8条 前条第2項の委員の任期は、当該年度における指定管理施設の指定を行うまでの期間とする。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。

（委員長）

第9条 選定委員会に委員長を置き、指定管理施設を所管する部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、指定管理施設を所管する課

長がその職務を代理する。

(会議等)

第10条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議は、公開しないものとする。

4 委員は、選定に係る審査に関し知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。
またその職を退いた後も、同様とする。

(除斥)

第11条 委員が指定管理候補者として申請のあった団体等の役員又はこれに準ずるものであるときは、当該委員はその案件の審査をすることはできない。

(関係者の意見聴取)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(指定管理候補者の選定)

第13条 選定委員会は、上天草市公の施設に係る指定管理候補者を選定しようとするときは、条例第4条に規定する選定基準に照らし、最も適当と認める団体等を選定するものとする。

(庶務)

第14条 選定委員会の庶務は、指定管理施設を所管する部の所管課において行う。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第15条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月21日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則 (平成21年3月30日規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第5号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。